

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住所

氏名 高橋裕喜子

議案第3号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名 秋 篠 孝 一

議案第 4 号

矢巾町地域福祉推進審議会条例の制定について

矢巾町地域福祉推進審議会条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 矢巾町地域福祉推進審議会条例

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条に基づく矢巾町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関して調査審議するため、矢巾町地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定、変更及び評価に関すること。
- (2) 法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進について町長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表
- (2) 法第2条に定める社会福祉事業に従事する者
- (3) 町社会福祉協議会の職員
- (4) 地域福祉を専門とする行政機関の職員
- (5) 公募した町民
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者から説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉・子ども課において処理する。

### (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 号

矢巾町森林環境基金条例の制定について

矢巾町森林環境基金条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 矢巾町森林環境基金条例

### (設置)

第1条 森林の有する公益的機能の維持増進に寄与する事業における資金に充てるため、矢巾町森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

### (運用)

第3条 町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の确实かつ効率的な運用に努めなければならない。

### (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实有利な方法により、保管しなければならない。

### (運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第7条 基金は、森林の有する公益的機能の維持増進に寄与する事業における資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の運用及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 6 号

矢巾町企業立地奨励条例の制定について

矢巾町企業立地奨励条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 矢巾町企業立地奨励条例

### (目的)

第1条 この条例は、矢巾町の区域内における事業所の新設及び拡充を奨励することにより、産業の振興と雇用の促進を図り、もって町勢の振興と地域経済の発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類に定める製造業、卸売業、道路貨物運送業及び情報サービス業の用に供する施設並びに当該事業を行う事業者の本社機能を有する施設をいう。
- (2) 新設 町の区域内に事業所を有しない者が、町の区域内に事業所を設置することをいう。
- (3) 拡充 町の区域内に事業所を有する者が、当該事業所の事業所用の建物を増築し、若しくはその設備を増強し、又は町の区域内に新たに事業所を設置することをいう。
- (4) 事業所用建物 事業所用の建物及びその附属設備で固定資産税の課税客体となるもののうち、直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。
- (5) 償却資産 構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品で固定資産税の課税客体となるもののうち、直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。
- (6) 投下固定資産 新設又は拡充に係る事業所用建物及び償却資産をいう。
- (7) 新規雇用者 新設又は拡充を行った事業所に新たに雇用され、第1号に規定する事業に係る業務に直接従事し、常時雇用される者をいう。

### (町の協力)

第3条 町長は、新設若しくは拡充を行う者又は新設若しくは拡充された事業所において事業を行う者に対し、必要に応じ、事業所在地の取得、用水及び電力の確保並びに雇用の充足に配慮するほか、その他関連施設の整備に努めるものとする。

### (奨励措置)

第4条 町長は、新設若しくは拡充を行った者又は新設若しくは拡充された事業所において事業を開始した者に対し、次の各号に掲げる措置（以下「奨励措置」という。）を講ずることができる。

- (1) 固定資産税の課税免除
- (2) 雇用奨励金の交付
- (3) 利子補給金の交付

### (適用基準)

第5条 奨励措置の適用を受けようとする者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 町の区域内に有する事業所において常時雇用する従業員が、新設の場合にあつ



ては 10 人以上、拡充の場合にあっては 5 人以上増加するもの。ただし、第 2 条第 1 号における情報サービス業については、新設に限るものとし、5 人以上増加するもの

(2) 投下固定資産の取得価格の総額が 2,000 万円以上のもの。ただし、第 2 条第 1 号における情報サービス業については、新設に限るものとし、1,000 万円以上のもの

(指定)

第 6 条 奨励措置の適用を受けようとする者は、当該事業所の操業開始後 30 日以内に町長に奨励措置の適用の指定の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、その内容が適当であると認めたときは、奨励措置適用企業として指定するものとする。

(固定資産税の課税免除)

第 7 条 町長は、前条第 2 項による指定を受けた者（以下「指定企業」という。）に対し、投下固定資産及び当該事業所用建物の敷地である土地に対して課する固定資産税を、規則の定めるところにより課税免除する。

(雇用奨励金の交付)

第 8 条 町長は、指定企業に対し、町内に住所を有する新規雇用者を対象に、規則の定めるところにより雇用奨励金を交付する。

(利子補給金の交付)

第 9 条 町長は、指定企業が新設又は拡充の用に供する土地の取得又は造成（当該事業所の操業開始日までの設置のための取得又は造成に限る。）に要する資金に充てるために、金融機関等から借入れを行った場合には、当該借入金について規則の定めるところにより利子補給金を交付する。

(奨励措置の申請)

第 10 条 指定企業は、奨励措置を受けようとするときは、規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。

(届出の義務)

第 11 条 指定企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 所在地若しくは住所、商号若しくは氏名、組織又は代表者を変更したとき。

(2) 事業所を廃止又は休止、一部休止若しくは縮小したとき。

(3) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定の適用を受けたとき。

(指定の承継)

第 12 条 相続、合併等により指定企業に変更が生じたときは、当該事業所の承継人は、速やかに町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該承継人を引き続き第 6 条第 2 項の規定による指定を受けたものとする。

(奨励措置の取消し等)

第 13 条 町長は、指定企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励

措置を取り消し、若しくは停止し、又はその内容を変更することができる。

- (1) 当該事業所が事業を廃止又は休止、一部休止若しくは縮小したとき。
- (2) 当該事業所が第5条の基準を欠いたとき。
- (3) その他この条例の趣旨に違反したとき。

2 町長は、不正の行為により奨励措置を受けた指定企業に対して、その指定を取り消すほか、奨励措置を取り消し、又は返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(矢巾町企業立地奨励条例の廃止)

2 矢巾町企業立地奨励条例（昭和63年矢巾町条例第10号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第10条第2項の規定による奨励措置適用企業の指定を受けている者は、第6条第2項の規定による奨励措置適用企業の指定を受けたものとみなす。

議案第7号

矢巾町立学校通学区域審議会条例の制定について

矢巾町立学校通学区域審議会条例を次のように制定する。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 矢巾町立学校通学区域審議会条例

### (設置)

第1条 町内の小学校の児童及び中学校の生徒の適正な通学区域を確立するため、矢巾町立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 小学校及び中学校の適正配置に関すること。
- (2) 通学区域間の児童数の調整に関すること。
- (3) 通学区域の設定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通学区域設定上必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、別表に掲げる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、その目的が達成されたときは解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会は、会議の参与として会長の指名する者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、学務課において処理する。

### (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名等	職名	人数
矢巾町立小・中学校PTA	会長	6
矢巾町行政区長協議会	会長	1
矢巾町コミュニティ会長連絡協議会	会長	1
矢巾町立小・中学校評議員		6
知識経験者		2

議案第8号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の税率)</p> <p>第130条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第127条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 世帯別平等割 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 特定世帯以外の世帯 <u>6,200円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,100円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第134条 〔略〕</p> <p>2 <u>町長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、次の第1号及び第2号のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）については、当該納税義務者の申請によって国民健康保険税を減額することができる。</u></p> <p>(1) <u>被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</u></p> <p>(2) <u>被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者</u></p> <p>ア <u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例保険者を除く。</u></p> <p>イ <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者</u></p> <p>ウ <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地</u></p>	<p>(国民健康保険税の税率)</p> <p>第130条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第127条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 世帯別平等割 <u>1世帯につき 6,200円</u></p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第134条 〔略〕</p> <p>〔削除〕</p>

方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく  
共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定  
による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手  
帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付ける  
べき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、  
同法第3条第2項ただし書きの規定による承認を受けて  
同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内に  
ある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特  
例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) 前各号に規定する減額措置は次のとおりとする。

ア 旧被扶養者に係る所得割及び資産割額については、所  
得、資産の状況にかかわらず、これを免除する。

イ 旧扶養者に係る被保険者均等割額については、次の割  
合により、これを減免する。ただし、前項第1号及び第  
2号に該当する世帯については減免を行わない。

(ア) 前項各号に非該当世帯に属する旧被扶養者 5割

(イ) 前項第3号に該当世帯に属する旧被扶養者 減額  
する前の額の3割

ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者  
の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割  
合により、これを減額する。ただし、前項第1号及び第  
2号に該当する世帯または特定世帯（国民健康保険法施  
行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号イ  
に規定する世帯をいう。）である場合は減額を行わない。

(ア) 前項各号に非該当世帯 5割

(イ) 前項第3号に該当世帯 当該減額する前の額の3  
割

(ウ) 前項各号に非該当の特定継続世帯 特定継続世帯  
に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額  
の2.5割

(エ) 前項第3号に該当の特定継続世帯 特定継続世帯  
に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減  
額賦課2割軽減前の額の1割

(国民健康保険税の減免)

第135条 町長は、次の各号の一に該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定によって保護を受ける者
- (2) 前号のほか特別の事情により町長が必要と認める者

(国民健康保険税の減免)

第135条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。

- (1) 災害その他特別の事由がある場合
- (2) 前号の規定にかかわらず、町長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、次のア及びイのいずれにも該当する者については、当該納税義務者の申請によって、別に定める期間において国民健康保険税を減免する。

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例保険者を除く。

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書きの規定による承



2 [略]	<u>認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</u>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する適用区分)

第2条 第134条及び第135条の改正規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第1条関係）					別表第1（第1条関係）				
区分	報酬額			備考	区分	報酬額			備考
	年額	月額	日額			年額	月額	日額	
〔略〕					〔略〕				
矢巾町いじめ調査委員会委員			15,200		矢巾町いじめ調査委員会委員			15,200	
					矢巾町地域福祉推進審議会委員			7,000	
					矢巾町立学校通学区域審議会委員			7,000	
					学校医及び学校歯科医	120,000			年額のほか、健康診断に応じて、予算の範囲内で町長が定める額を支給することができる。
					学校薬剤師	30,000			

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第10号

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民健康保険条例(昭和51年矢巾町条例第12号)の一部を次のように改正する。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（3）〔略〕 〔新設〕</p>	<p>（国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（3）〔略〕 <u>（4） 被用者保険等保険者を代表する委員 1人</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
〔略〕			〔略〕		
(20) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この号において「省令」という。）第11条第1項の規定に基づき再交付した通知カードの返納を受けて行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定による個人番号カードの交付、省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付及び省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付</u>	個人番号カード再交付手数料	1枚につき800円	(20) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第2項の規定による通知カードの交付（本人の責めによらない場合を除く。）</u>	通知カード交付手数料	1枚につき500円
(21) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号	通知カード再交付手数料	1枚につき500円	(21) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号	通知カード再交付手数料	1枚につき500円

カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この項及び次項において「省令」という。）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付

カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この号及び第21号の3において「省令」という。）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付であって次に掲げるもの

ア 省令第11条第1項第1号又は第7号の規定に基づくもの（町又は地方公共団体情報システム機構（以下この号、次号及び第21号の3において「機構」という。）の過失による通知カード若しくは個人番号カードの紛失、損傷等又は天災その他の本人の責によらない場合を除く。）

イ 省令第11条第1項第4号、第5号又は第6号の規定に基づくもの（個人番号若しくは住民票コードの変更による通知カード若しくは個人番号カードの返納後の再交付、町若しくは機構の過失による通知カード若しくは個人番号カードの誤交付後の再交付又は国外転出による通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合を除く。）



<p>[新設]</p>			<p><u>(21)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定による個人番号カードの交付(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第15条第2項、第3項又は第4項の規定により個人番号カードを返納した後のもの(個人番号若しくは住民票コードの変更による通知カード若しくは個人番号カードの返納後の交付であって本人の責めによらない場合のもの、町若しくは機構の過失による通知カード若しくは個人番号カードの誤交付後の交付又は国外転出による個人番号カードの返納後の交付の場合を除く。))</u></p>	<p><u>個人番号カード交付手数料</u></p>	<p><u>1枚につき800円</u></p>
<p>[新設]</p>			<p><u>(21)の3 省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付。ただし、町又は機構の過失による個人番号カードの紛失、損傷等又は天災その他の本人の責によらない場合を除く。</u></p>	<p><u>個人番号カード再交付手数料</u></p>	<p><u>1枚につき800円</u></p>
<p>[略]</p>			<p>[略]</p>		

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）〔略〕</p> <p>（3）学校教育法による<u>短期大学</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて<u>卒業した後</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（4）～（7）〔略〕</p> <p>（8）技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び<u>工業用水道又は水道環境</u>を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>〔新設〕</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて<u>卒業</u></p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）〔略〕</p> <p>（3）学校教育法による<u>短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて<u>卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（4）～（7）〔略〕</p> <p>（8）技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び<u>工業用水道</u>を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p><u>（9）厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であっては5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて<u>卒業</u></p>

した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) [略]

した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第13号

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)                      第10条 〔略〕                      2 〔略〕                      3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。                      (1)～(4) 〔略〕                      (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者                       (6)～(10) 〔略〕                      4・5 〔略〕</p>	<p>(職員)                      第10条 〔略〕                      2 〔略〕                      3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。                      (1)～(4) 〔略〕                      (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u>                      (6)～(10) 〔略〕                      4・5 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第14号

矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町いじめ防止対策に関する条例（平成29年矢巾町条例第16号）の一部を次のように改正する。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造



矢巾町いじめ防止対策に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町いじめ防止対策に関する条例（平成29年矢巾町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策） 第17条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕</p>	<p>（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策） 第17条 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>4 教育委員会は、インターネットを通じていじめを受けた児童等又はその保護者が、法第19条第3項に規定する情報の削除の求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、当該児童等又は保護者に対して必要な支援をするものとする。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第15号

南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例について

南昌グリーンハイツ設置条例（昭和53年矢巾町条例第5号）を廃止する条例を次のように定める。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

南昌グリーンハイツ設置条例を廃止する条例

南昌グリーンハイツ設置条例（昭和53年矢巾町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第16号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準ずることとされている同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

別 紙

町道廃止路線調書

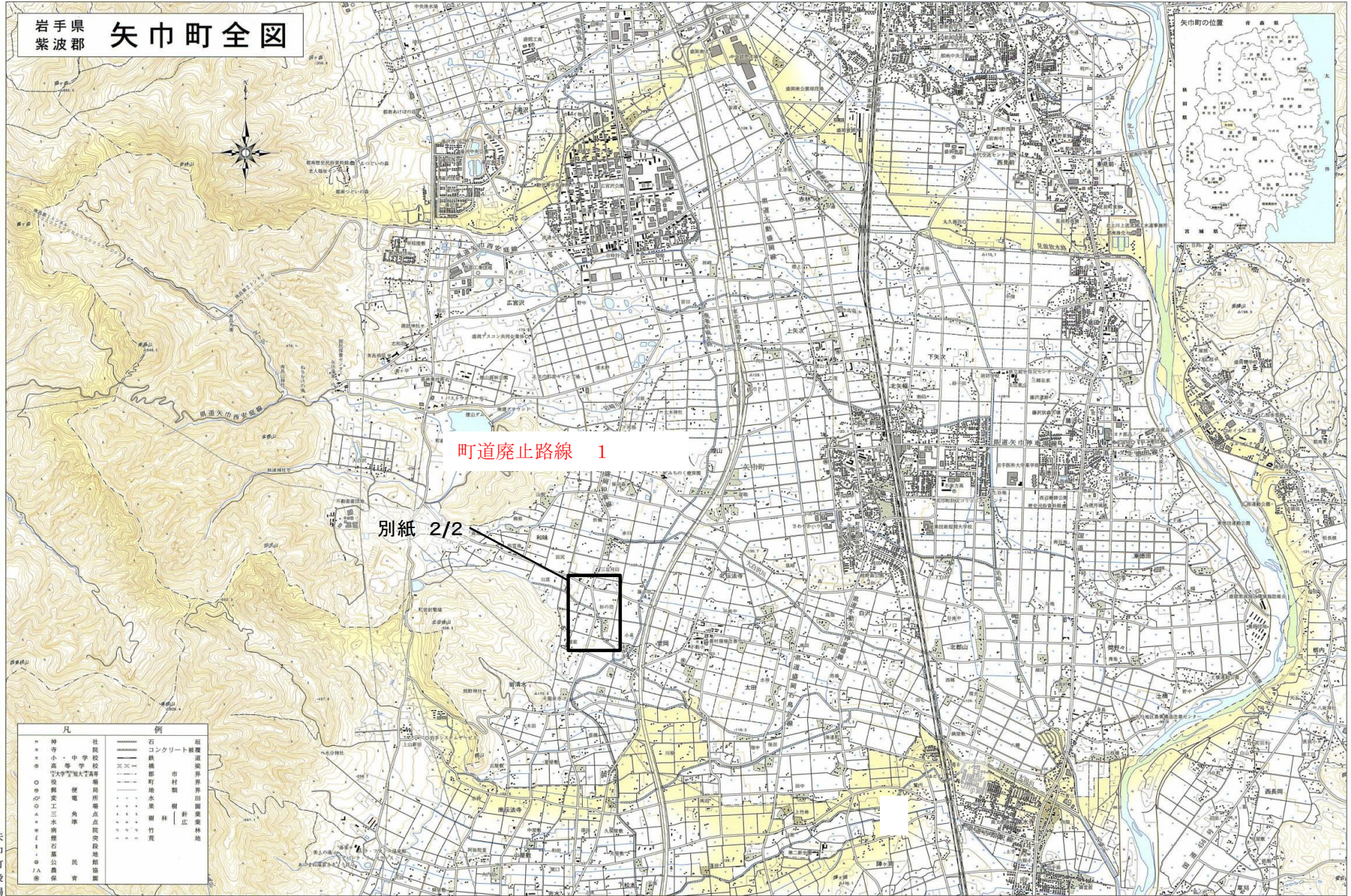
(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	1688	室岡4号線	室岡第3地割字新田20番1地先内	室岡第3地割字新田20番1地先内	54.5
				合計	54.5

# 町道廃止路線図(1/2)

この地図の作成にあたっては、国土地理院の承諾を得て、国勢調査の5万分の1地形図及び2万分の1地形図を基として作成した。

## 岩手県 紫波郡 矢巾町全図



町道廃止路線 1

別紙 2/2



凡 例	
●	神社
○	寺
○	小中学校
○	高等学校
○	大学
○	役所
○	郵便局
○	診療所
○	電気
○	工場
○	水
○	病院
○	公民館
○	墓
○	公園
○	公民館
○	保育園
○	石コンクリート被覆道
○	鉄線
○	市界
○	町界
○	村界
○	田界
○	果樹
○	森林
○	竹林
○	雑草地

矢巾町役場

平成19年10月

500 0 1000 2000m

北海道地図株式会社盛岡支店  
電話 (019) 652-3181

町道廃止路線図 (2/2)



議案第 17 号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年 2月21日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。



別 紙

## 町道認定路線調書

(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	2753	大畑20号線	高田第10地割40番1地先	高田第10地割40番1地先	43.3
2	2754	下海老沼12号線	又兵工新田第6地割17番2地先	又兵工新田第6地割17番2地先	51.0
				合計	94.3





# 町道認定路線図 (3/3)



## 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33,007千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,206,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年 2 月 2 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		528,630	16,540	545,170
	1 介 護 保 険 料	528,630	16,540	545,170
3 使 用 料 及 び 手 数 料		50	△1	49
	1 手 数 料	50	△1	49
4 国 庫 支 出 金		438,282	△7,082	431,200
	1 国 庫 負 担 金	361,643	△5,238	356,405
	2 国 庫 補 助 金	76,639	△1,844	74,795
5 支 払 基 金 交 付 金		555,369	△28,167	527,202
	1 支 払 基 金 交 付 金	555,369	△28,167	527,202
6 県 支 出 金		304,776	△5,146	299,630
	1 県 負 担 金	291,871	△4,628	287,243
	2 県 補 助 金	12,898	△525	12,373
	3 委 託 金	7	7	14
7 財 産 収 入		10	13	23
	1 財 産 運 用 収 入	10	13	23
8 繰 入 金		290,743	△9,205	281,538
	1 一 般 会 計 繰 入 金	290,743	△9,205	281,538
10 諸 収 入		5	41	46
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3	41	44
補正されなかった款項にかかる金額		121,767		121,767
歳 入 合 計		2,239,632	△33,007	2,206,625

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		27,621	△5,020	22,601
	1 総務管理費	9,119	△1,177	7,942
	2 徴収費	5,689	△2,633	3,056
	3 介護認定審査会費	12,440	△1,072	11,368
	4 運営協議会費	373	△138	235
2 保険給付費		2,083,853	△30,300	2,053,553
	1 介護サービス等諸費	1,881,786	△23,900	1,857,886
	2 介護予防サービス等諸費	57,227	△2,400	54,827
	4 高額介護サービス等費	50,650	△2,000	48,650
	6 特定入所者介護サービス等費	85,850	△2,000	83,850
3 地域支援事業費		87,562	△3,248	84,314
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	40,932	△1,498	39,434
	2 一般介護予防事業費	8,889	△1,638	7,251
	3 包括的支援事業・任意事業費	37,511	△121	37,390
	4 その他諸費	180	9	189
4 基金積立金		10	5,422	5,432
	1 基金積立金	10	5,422	5,432
6 諸支出金		30,585	139	30,724
	1 償還金及び還付加算金	16,921	139	17,060
補正されなかった款項にかかる金額		10,001		10,001
歳出合計		2,239,632	△33,007	2,206,625





# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	528,630	16,540	545,170
2 分 担 金 及 び 負 担 金	0		0
3 使 用 料 及 び 手 数 料	50	△1	49
4 国 庫 支 出 金	438,282	△7,082	431,200
5 支 払 基 金 交 付 金	555,369	△28,167	527,202
6 県 支 出 金	304,776	△5,146	299,630
7 財 産 収 入	10	13	23
8 繰 入 金	290,743	△9,205	281,538
9 繰 越 金	121,767		121,767
10 諸 収 入	5	41	46
歳 入 合 計	2,239,632	△33,007	2,206,625

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	27,621	△5,020	22,601	1,384			△6,404	
2 保険給付費	2,083,853	△30,300	2,053,553	△14,715		△12,960	△2,625	
3 地域支援事業費	87,562	△3,248	84,314	△1,612		△437	△1,199	
4 基金積立金	10	5,422	5,432	2,703		2,719		
5 公債費	1		1					
6 諸支出金	30,585	139	30,724				139	
7 予備費	10,000		10,000					
歳出合計	2,239,632	△33,007	2,206,625	△12,240		△10,678	△10,089	

歳

入



2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	528,630	16,540	545,170	1 現年賦課分	16,579	現年賦課分の増 16,579
				2 滞納繰越分	△39	滞納繰越分の減 △39
計	528,630	16,540	545,170			

(款) 3 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

1 督促手数料	50	△1	49	1 督促手数料	△1	督促手数料の減 △1
計	50	△1	49			

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	361,643	△5,238	356,405	1 介護給付費負担金	△5,238	介護給付費負担金の減 △5,238
計	361,643	△5,238	356,405			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	53,168	△4,999	48,169	1 調整交付金	△4,999	調整交付金の減 △4,999
2 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	8,990	△848	8,142	1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	△848	介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金の減 △848
3 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	14,441	△123	14,318	1 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	△123	介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金の減 △123
4 介護保険災害臨時特例補助金	40	34	74	1 介護保険災害臨時特例補助金	34	介護保険災害臨時特例補助金の増 34

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 事務費補助金	0	1,377	1,377	1 事務費補助金	1,377	事務費補助金 1,377
6 保険者機能強化推進交付金	0	2,715	2,715	1 保険者機能強化推進交付金	2,715	保険者機能強化推進交付金 2,715
計	76,639	△1,844	74,795			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	542,919	△27,164	515,755	1 介護給付費交付金	△27,164	介護給付費交付金の減 △27,164
2 地域支援事業支援交付金	12,450	△1,003	11,447	1 地域支援事業支援交付金	△1,003	地域支援事業支援交付金の減 △1,003
計	555,369	△28,167	527,202			

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	291,871	△4,628	287,243	1 介護給付費負担金	△4,628	介護給付費負担金の減 △4,628
計	291,871	△4,628	287,243			

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	5,618	△529	5,089	1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	△529	介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金の減 △529
2 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	7,220	△61	7,159	1 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	△61	介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金の減 △61



## (款) 6 県支出金

## (項) 2 県補助金

3 介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金	60	65	125	1 介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金	65	介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金の増	65
計	12,898	△525	12,373				

## (款) 6 県支出金

## (項) 3 委託金

1 総務費委託金	7	7	14	1 総務費委託金	7	生活扶助に係る介護認定調査委託料の増	7
計	7	7	14				

## (款) 7 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	10	13	23	1 利子及び配当金	13	利子及び配当金の増	13
計	10	13	23				

## (款) 8 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	251,352	△3,795	247,557	1 介護給付費繰入金	△3,795	介護給付費繰入金の減	△3,795
2 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業繰入金	5,619	△530	5,089	1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業繰入金	△530	介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業繰入金の減	△530
3 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金	7,221	△62	7,159	1 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金	△62	介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金の減	△62
4 低所得者保険料軽減繰入金	2,789	30	2,819	1 低所得者保険料軽減繰入金	30	低所得者保険料軽減繰入金の増	30

6 県支出金

(款) 8 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 事務費等繰入金	23,762	△4,848	18,914	1 事務費等繰入金	△4,848	事務費等繰入金の減 △4,848
計	290,743	△9,205	281,538			

(款) 10 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 第1号被保険者延滞金	3	41	44	1 第1号被保険者延滞金	41	第1号被保険者延滞金の増 41
計	3	41	44			

歳

出



3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	9,119	△1,177	7,942	1,377			△2,554	12 役 務 費 13 委 託 料	△485 △692	◎介護保険一般管理事業の減 ○介護保険一般管理事業の減 通信運搬費 在宅医療介護関係情報共有システム導入委託料	△1,177 △1,177 △485 △692
計	9,119	△1,177	7,942	1,377			△2,554				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1賦課徴収費	5,689	△2,633	3,056				△2,633	12 役 務 費 13 委 託 料	△429 △2,204	◎介護保険料賦課事業の減 ○介護保険料賦課事業の減 通信運搬費 保険料通知書等封入封緘作業委託料 ◎介護保険料徴収事業の減 ○介護保険料徴収事業の減 通信運搬費 収納手数料	△2,433 △2,433 △229 △2,204 △200 △200 △100 △100
計	5,689	△2,633	3,056				△2,633				

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

2認定調査等費	10,440	△1,072	9,368	7			△1,079	9 旅 費 13 委 託 料	△22 △1,050	◎認定調査事業の減 ○認定調査事業の減 費用弁償 介護認定調査委託料	△1,072 △1,072 △22 △1,050
計	12,440	△1,072	11,368	7			△1,079				

(款) 1 総務費

(項) 4 運営協議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1運営協議会費	373	△138	235				△138	1報 酬	△63	◎介護保険運営協議会運営事業の減 △63
								8報 償 費	△75	○介護保険運営協議会運営事業の減 △63 介護保険運営協議会委員報酬 △63 ◎地域包括支援センター等運営協議会運営事業の減 △75 ○地域包括支援センター等運営協議会運営事業の減 △75 謝礼 △75
計	373	△138	235				△138			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

2地域密着型介護サービス給付費	376,713	△12,000	364,713	△6,391		△4,800	△809	19負担金、補助及び交付金	△12,000	◎地域密着型介護サービス費給付事業の減 △12,000 ○地域密着型介護サービス費給付事業の減 △12,000 地域密着型介護サービス給付費 △12,000
3施設介護サービス給付費	748,126	△12,000	736,126	△7,010		△4,500	△490	19負担金、補助及び交付金	△12,000	◎施設介護サービス費給付事業の減 △12,000 ○施設介護サービス費給付事業の減 △12,000 施設介護サービス給付費 △12,000
4居宅介護福祉用具購入費	2,396	△800	1,596	△220		△346	△234	19負担金、補助及び交付金	△800	◎居宅介護福祉用具購入費給付事業の減 △800 ○居宅介護福祉用具購入費給付

## (款) 2 保険給付費

## (項) 1 介護サービス等諸費

										事業の減 居宅介護福祉用具購入費	△800 △800
5居宅介護 住宅改修 費	2,320	900	3,220	263		336	301	19負担金、補助 及び交付金	900	◎居宅介護住宅改修費給付事業の 増 ○居宅介護住宅改修費給付事業 の増 居宅介護住宅改修費	900 900 900
計	1,881,786	△23,900	1,857,886	△13,358		△9,310	△1,232				

## (款) 2 保険給付費

## (項) 2 介護予防サービス等諸費

1介護予防 サービス 給付費	40,303	△2,000	38,303	△448		△1,200	△352	19負担金、補助 及び交付金	△2,000	◎介護予防サービス費給付事業の 減 ○介護予防サービス費給付事業 の減 介護予防サービス給付費	△2,000 △2,000 △2,000
3介護予防 福祉用具 購入費	1,013	△400	613	△200		△50	△150	19負担金、補助 及び交付金	△400	◎介護予防福祉用具購入費給付事 業の減 ○介護予防福祉用具購入費給付 事業の減 介護予防福祉用具購入費給付 費	△400 △400 △400
計	57,227	△2,400	54,827	△648		△1,250	△502				

## (款) 2 保険給付費

## (項) 4 高額介護サービス等費

1高額介護 サービス 費	50,500	△2,000	48,500	△559		△1,000	△441	19負担金、補助 及び交付金	△2,000	◎高額介護サービス費給付事業の 減 ○高額介護サービス費給付事業 の減 高額介護サービス給付費	△2,000 △2,000 △2,000
--------------------	--------	--------	--------	------	--	--------	------	-------------------	--------	---	----------------------------

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	50,650	△2,000	48,650	△559		△1,000	△441			

(款) 2 保険給付費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

1 特定入所者介護サービス費	85,650	△2,000	83,650	△150		△1,400	△450	19 負担金、補助及び交付金	△2,000	◎特定入所者介護サービス費給付事業の減 ○特定入所者介護サービス費給付事業の減 特定入所者介護サービス費	△2,000 △2,000 △2,000
計	85,850	△2,000	83,850	△150		△1,400	△450				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	35,020	△1,000	34,020	△380		△334	△286	19 負担金、補助及び交付金	△1,000	◎介護予防・生活支援サービス事業の減 ○第1号通所事業の減 第1号通所事業負担金	△1,000 △1,000 △1,000
2 介護予防ケアマネジメント事業費	5,912	△498	5,414	△240		△120	△138	13 委託料	△498	◎介護予防ケアマネジメント事業の減 ○介護予防ケアマネジメント事業の減 介護予防ケアマネジメント事業委託料	△498 △498 △498
計	40,932	△1,498	39,434	△620		△454	△424				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	8,889	△1,638	7,251	△807		△41	△790	1 報酬	△1,130	◎一般介護予防事業の減 ○介護予防普及啓発事業の減 一般非常勤職員報酬	△1,638 △1,203 △930
								4 共済費	△204		



## (款) 3 地域支援事業費

## (項) 2 一般介護予防事業費

								8報 償 費	△80	非常勤職員等社会保険料 費用弁償	△154 △59
								9旅 費	△104	介護予防教室運動器機能向上 事業委託料	△14
								13委 託 料	△120	介護予防教室レクリエーショ ン事業委託料 介護予防教室栄養改善事業委 託料 介護予防教室口腔機能向上事 業委託料 公民館型介護予防教室事業委 託料 ○地域介護予防活動支援事業の 減 一般非常勤職員報酬 非常勤職員等社会保険料 謝礼 費用弁償 通いの場体操くらぶ事業委託 料	△10 △13 △16 △7 △435 △200 △50 △80 △45 △60
計	8,889	△1,638	7,251	△807		△41	△790				

## (款) 3 地域支援事業費

## (項) 3 包括的支援事業・任意事業費

2認知症総 合支援事 業費	7,002	△133	6,869	△163		52	△22	8報 償 費	△45	◎認知症総合支援事業の減	△133
								9旅 費	△48	○認知症総合支援事業の減 謝礼	△133 △45
								11需 用 費	△40	普通旅費 消耗品費	△48 △40
3任意事業 費	1,818	△34	1,784	△35		△3	4	4共 済 費	1	◎介護給付等費用適正化事業の減	△25
								11需 用 費	△35	○介護給付等費用適正化事業の 減 非常勤職員等社会保険料 印刷製本費	△25 1 △26

3 地域支援事業費

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									◎認知症サポーター等養成事業の減 △9 ○認知症サポーター等養成事業の減 △9 消耗品費 △9	
4在宅医療・介護連携推進事業費	3,890	26	3,916	7		5	14	19負担金、補助及び交付金	26	◎在宅医療・介護連携推進事業の増 26 ○在宅医療・介護連携推進事業の増 26 広域型在宅医療連携拠点運営支援事業負担金 26
5生活支援体制整備事業費	2,090	20	2,110	6		4	10	8報償費	20	◎生活支援体制整備事業の増 20 ○生活支援体制整備事業の増 20 謝礼 20
計	37,511	△121	37,390	△185		58	6			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 4 その他諸費

1審査支払手数料	180	9	189				9	12役務費	9	◎介護予防・生活支援サービス審査事業の増 9 ○介護予防・生活支援サービス審査事業の増 9 審査支払手数料 9
計	180	9	189				9			

## (款) 4 基金積立金

## (項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	10	5,422	5,432	2,703		2,719		25 積立金	5,422	◎介護給付費準備基金積立事業の増 ○介護給付費準備基金積立事業の増 介護給付費準備基金積立金	5,422 5,422 5,422
計	10	5,422	5,432	2,703		2,719					

## (款) 6 諸支出金

## (項) 1 償還金及び還付加算金

1 第1号被保険者保険料還付金	440	△200	240				△200	23 償還金、利子及び割引料	△200	◎第1号被保険者保険料還付金の減 ○第1号被保険者保険料還付金の減 還付金	△200 △200 △200
2 償還金	16,481	339	16,820				339	23 償還金、利子及び割引料	339	◎償還金の増 ○償還金の増 返還金	339 339 339
計	16,921	139	17,060				139				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率:月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当			
補正後	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	18	2,130						2,130		2,130	
	計	18	2,130						2,130		2,130	
補正前	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	18	2,193						2,193		2,193	
	計	18	2,193						2,193		2,193	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	0	△ 63						△ 63		△ 63	
	計	0	△ 63						△ 63		△ 63	

給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後		(9,058)			(9,058)	(686)	(9,744)	
補 正 前		(10,188)			(10,188)	(889)	(11,077)	
比 較		(△1,130)			(△1,130)	(△203)	(△1,333)	

※ ( ) 内は一般職非常勤職員について外書き。

